

非破壊検査技術者の育成に活用可能な 令和元年度助成金制度の紹介

経済産業省 近畿経済産業局

産業部 製造産業課

係長 和田本 啓

非破壊検査技術者の育成に活用可能な令和元年度助成金制度について

	訓練 (OFF-JT)	実務経験 (OJT)	その他技術者育成に必要な研修
最小時間	PT:32h MT:32h UT:80h	PT:400h MT:530h UT:800h	(例) Nadcap Audit Criteria Review (PRI主催) 32h
必要経費	トレーニング受講料 PT:250,000円 MT:450,000円 UT:600,000円	他社出向により実務経験を積む場合、出向者給与と給与負担金との差額が必要。	約163,000円 (1500USD)

制度名	必要書式数	訓練 (OFF-JT)	実務経験 (OJT)	その他技術者育成に必要な研修
厚生労働省 人材開発支援助成金 ・ 特定分野認定実習併用職業訓練	15種 (厚労大臣認定要)	△	△	△
厚生労働省 人材開発支援助成金 ・ 若年人材育成訓練 ・ グローバル人材育成訓練	9種	○	×	○
厚生労働省 人材開発支援助成金 ・ 一般訓練	9種	○	×	○
兵庫県 ひょうご次世代産業高度化プロジェクト 航空機分野参入促進事業 ・ 技術者育成支援	8種	○ ※兵庫県内の事業所に限る	×	○ ※兵庫県内の事業所に限る

○ : 利用可能 △ : 条件を満たせば利用可能 × : 利用不可

非破壊検査技術者の育成に活用可能な令和元年度助成金制度詳細

制度名詳細/対象者要件	訓練 (OFF-JT)	実務経験 (OJT)	その他技術者育成に必要な研修
厚生労働省 人材開発支援助成金 特定訓練コース ・ 特定分野認定実習併用職業訓練 企業単独型・企業連携型 (15歳以上45歳未満)	・ 経費助成 受講料×45%～75% 上限10万円～50万円 ・ 訓練対象者の賃金助成 時間数×380円～960円 上限1,200～1,600時間	・ 指導者の賃金助成 (指導者所属機関へ支給) 時間数×380円～840円 上限680時間	・ 経費助成 受講料×45%～75% 上限10万円～50万円 ・ 訓練対象者の賃金助成 時間数×380円～960円 上限1,200～1,600時間
厚生労働省 人材開発支援助成金 特定訓練コース ・ 若年人材育成訓練 (雇用5年未満・35歳未満) ・ グローバル人材育成訓練 (海外関連の業務限定)	・ 経費助成 受講料×30%～75% 上限10万円～50万円 ・ 訓練対象者の賃金助成 時間数×380円～960円 上限1,200時間	×	・ 経費助成 受講料×30%～75% 上限10万円～50万円 ・ 訓練対象者の賃金助成 時間数×380円～960円 上限1,200時間
厚生労働省 人材開発支援助成金 ・ 一般訓練コース	・ 経費助成 受講料×30%～45% 上限7万円～20万円 ・ 訓練対象者の賃金助成 時間数×380円～480円 上限1,200時間	×	・ 経費助成 受講料×30%～45% 上限7万円～20万円 ・ 訓練対象者の賃金助成 時間数×380円～480円 上限1,200時間
兵庫県 ひょうご次世代産業高度化プロジェクト 航空機分野参入促進事業 ・ 技術者育成支援	トレーニングセンター受講料 定額/上限60万円/社 個人限度なし ※但し兵庫県内の事業所に限る	×	トレーニングセンター受講を除く一般の受講料補助 定額/上限30万円/人 上限60万円/社 ※但し兵庫県内の事業所に限る 2

令和元年度人材開発支援助成金制度活用にあたっての注意点について

① 各訓練コースに共通して必要となる書類

a. 事業主が訓練を実施する場合	
様式	<input type="checkbox"/> 人材開発支援助成金 事業主訓練実施計画届 (訓練様式第1号) 注: 申請者が代理人の場合は委任状が必要となります。
	<input type="checkbox"/> 年間職業能力開発計画 (訓練様式第3号)
	<input type="checkbox"/> 訓練別の対象者一覧 (訓練様式第4号)
	<input type="checkbox"/> 人材開発支援助成金 事前確認書 (訓練様式第12号)
添付書類	<input type="checkbox"/> 企業の資本の額、出資の総額、企業全体の常時雇用する労働者数が分かる書類 (登記簿謄本(写)、会社案内・パンフレット等)
	<input type="checkbox"/> 訓練対象者が被保険者であることが確認できる書類 (雇用契約書等 (写)) 注: ただし、訓練計画届提出時に雇用契約前の方等については、雇用契約書案 (写) を提出してください。
	<input type="checkbox"/> Off-JTの実施内容等を確認するための書類 (実施主体の概要、目的、訓練日ごとのカリキュラム、実施日時、場所が分かる書類 (事前に対象者に配付したもの等) や訓練カリキュラム等)
	事業内訓練の場合 <input type="checkbox"/> 認定職業訓練以外で部内講師により行われる訓練等の場合、要件を満たしていることが分かる書類 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許証 (写)、1級の技能検定合格証書 (写) 等 <input type="checkbox"/> Off-JT講師要件確認書 (訓練様式第11号) ※任意様式は不可
	<input type="checkbox"/> 事業主が自ら運営する認定職業訓練の場合、認定職業訓練であることが分かる書類
事業外訓練の場合 <input type="checkbox"/> 訓練にかかる教育訓練機関との契約書・申込書等および受講料の確認できる書類 (パンフレット等)	
一般訓練コースを実施する場合(事業主団体等が訓練を実施する場合を除く)	
書添付	<input type="checkbox"/> キャリア形成の節目にて定期的実施されるキャリアコンサルティングについて、対象時期を明記し規定した労働協約 (写)、就業規則 (写) 又は事業内職業能力開発計画 (写)

d. グローバル人材育成訓練を実施する場合

添付書類	<input type="checkbox"/> 海外関連の業務を行っていること又は今後行うことを計画していることを証明する書類 ・海外に拠点等を設けていることが分かる書類 ・海外企業との取引が分かる書類 ・海外関連の業務を行っていることについて公的機関が証明した書類等 (実施を計画している場合は事業計画書等)
------	---

e. 特定分野認定実習併用職業訓練及び認定実習併用職業訓練を実施する場合

添付書類	<input type="checkbox"/> 厚生労働省から交付された認定実習併用職業訓練の実施計画認定通知書 (写) <input type="checkbox"/> OJT訓練のカリキュラム (訓練参考様式第1号もしくは同様の項目を記載した任意様式)
------	--

① 大臣認定に必要な書類の作成・提出

- ※ 企業連携型は、**出向元事業主**が出向先事業主と共同して策定します。
- ※ 事業主団体等連携型は、**事業主**が事業主団体等と共同して策定します。

次の書類を作成し、訓練開始日の2か月前までに、都道府県労働局 (又はハローワーク) に提出

- ・実施計画認定申請書 (様式第7号第1面～第3面)
- ・実践型人材養成システム実施計画
- ・教育訓練カリキュラム
- ・ジョブ・カード様式3-3-1-1職業能力証明 (訓練成果・実務成果) シート
- ・提出書類の確認シート
- ・その他 (上記書類の他に、労働局長が書類の提出を求める場合があります。)

上記の書類は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
なお、大臣認定の申請についてご不明な点は、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省 雇成型訓練

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122460.html>



➤ 申請期限について：研修開始の1ヶ月前まで (特定分野認定実習併用職業訓練に要する厚労大臣認定申請書類については2ヶ月前まで)

➤ 利用に当たって注意が必要な事項：

- ① 訓練実施者に対し、不正受給に関与していた場合、弁済義務を負うこと等に同意を求めることが必要。
- ② 企業連携型訓練の申請にあたっては、連携先企業 (出向先企業) の代表者印が必要。
- ③ 各制度毎に、「申請可能な最低研修時間」が設定されている。

➤ 問い合わせ先：人材開発支援助成金 各都道府県のハローワーク (詳細は厚生労働省HP参照)
兵庫航空機分野育成支援事業 (公財) 新産業創造研究機構 Tel:078-306-6806